

高浜発電所 3 号機の運転上の制限の逸脱からの復帰について

2023 年 4 月 25 日

関西電力株式会社

高浜発電所 3 号機（定格熱出力一定運転中）において、4 月 22 日 10 時 32 分、「シグナルセクタ CH 除外※¹」の警報が発信しました。

関連パラメータを確認したところ、4 系統ある C 蒸気発生器水位計のうち、ATWS 緩和設備※²に使用している 1 系統の指示値が低下していることを確認しました。

このため、同日 11 時 10 分に保安規定の運転上の制限※³を満足していない状態にあると判断しました。

本件による環境への放射能の影響はありません。

（2023 年 4 月 22 日お知らせ済み）

指示値の低下が認められた当該水位計を点検した結果、水位の値を中央制御室へ送るための伝送器が正常に動作しないことを確認しました。

その後、当該伝送器を予備品に取り替え、健全性に問題がないことを確認したため、本日 14 時 43 分に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰しました。

なお、これまでの間、C 蒸気発生器を監視している他の 3 系統の水位計の指示値に変動はなく、水位は安定しており、プラントの運転状態に問題がないことを確認しています。

- ※1 正常なチャンネルのデータを相互比較し、他の正常なチャンネルから一定値以上離れた場合、当該チャンネルを異常として除外する。
- ※2 異常な過度変化時において、原子炉トリップに失敗した場合に原子炉を未臨界にする設備。
- ※3 運転上の制限とは、安全機能を確保するために必要な機器の台数や、原子炉の状態毎に遵守すべき温度や圧力の制限を定めているもの。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に措置を行うことが必要となる。

以 上